

## 償却資産の申告は、2月1日(月)まで

申告期間：1月4日(月)～2月1日(月)

令和3年1月1日時点で美里町内に償却資産を所有しているかたは、申告書の提出をお願いします。

なお、1月1日時点で償却資産を所有していない場合でも、美里町内で事業を行っているかたは、資産がない旨の申告をお願いします。

### 償却資産とは…

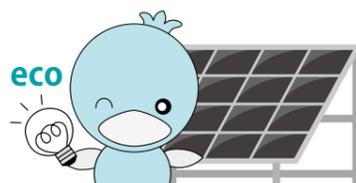
個人や法人で工場や商店などを営んでいるかたが所有している、事業のために用いることができる機械、備品など（土地・家屋を除く）です。なお、近年設置されている太陽光発電設備も含まれます。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

## 太陽光パネルを設置し売電する場合は申告が必要です

土地や家屋の屋根などに、発電出力10kW以上の太陽光パネルを設置して売電する場合は、原則売電事業となり、償却資産の申告が必要です。

ただし、家屋に一体の建材（屋根材など）として設置する場合、固定資産税（家屋）として課税されるため、申告の必要はありません。



### ▶所有者および発電規模別の課税区分

所有者	10kW以上の太陽光発電設備	10kW未満の太陽光発電設備
個人	経済産業省の認定を受けた太陽光発電設備を設置して、売電する場合は、売電事業用の資産となり、課税の対象です。	売電事業用の資産とはなりませんので、償却資産としては課税の対象外です。
個人 (個人事業主)	店舗やアパート、工場などを営む個人事業主のかたが、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合は、売電の有無にかかわらず事業用の資産として課税の対象です。	
法人	事業の用に供している資産として、売電の有無にかかわらず課税の対象です。	

### ▶再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について

次の条件をすべて満たす設備については、課税標準の特例の適用を受けることができます。

#### 《特例内容》

新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分について、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格が軽減されます。

#### 《特例の適用を受けるための条件》

※提出書類については、税務係までお問い合わせください。

対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業補助を受けて取得された自家消費型太陽光発電設備		
発電出力	10kW以上	1,000kW未満	1,000kW以上
取得時期	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日	平成30年4月1日～ 令和4年3月31日	平成30年4月1日～ 令和4年3月31日
特例割合	最初の3年度分 課税標準となるべき価格の3分の2		最初の3年度分 課税標準となるべき価格の4分の3

※前年度に申告されたかたには、12月中に申告書を送付します。初めて申告する場合など、お手元に申告書がない場合にはご連絡ください。

※申告書は町ホームページ（税金→様式ダウンロード）からダウンロードできます。

## 建物を新築したり、取り壊したら届出を!!

固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。そのため、次のように使用状況が変更になった場合には、届け出をお願いします。

### ■家屋を新築または増築した場合

令和3年1月1日までに家屋を新築・増築した場合は、令和3年度から課税対象となります。

現在、職員が固定資産評価額算定のため調査を行っていますので、家屋が未調査の場合は、ご連絡をお願いします。

### ■家屋の用途、土地の使用状況を変更した場合

家屋、土地の使用状況によって課税額が変わる場合があります。使用状況を変更した場合は、届け出をお願いします。

このほか、今年、固定資産の所有者が亡くなり、令和2年中に相続登記が完了しない場合は、「相続人代表者指定届出書」を必ず提出してください。

※各種届出の様式は、総務税務課 税務係窓口または町ホームページからダウンロードできます。

その他、ご不明な点があれば、お問い合わせください。

### ■家屋の全部または一部を取り壊した場合

令和3年1月1日までに家屋を取り壊した場合は、令和3年度から課税対象外となりますので、「建物滅失届」の提出をお願いします。

なお、電子申請も受け付けていますので、美里町ホームページをご確認ください。

また、取り壊した家屋が登記されている場合は、法務局へ「建物滅失登記」の申請をしてください。

問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131

## 新型コロナウイルス感染症の影響に関する 令和3年度固定資産税の軽減について

新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小事業者などの令和3年度固定資産税が軽減となります。詳細は美里町ホームページ\*1をご覧ください。

■対象者 個人または法人…資本または出資を有しないで、従業員1,000人以下であること。

法人…資本金の額または出資金の額が1億円以下であること。

※一定の要件を満たす大企業の子会社などは対象外となる場合があります。

■対象資産 事業用家屋および償却資産

※土地および非事業用家屋は対象外です。

※資産の所在する市町村ごとに申請が必要です。

■提出書類(詳細は下記のQRコードより確認ください)

- ・特例申告書(美里町ホームページ\*1参照)
- ・収入減が確認できるもの(中小企業庁ホームページ\*2参照)
- ・不動産賃料の猶予期間・金額などが確認できる書類(国土交通省ホームページ\*3参照)

■軽減割合

事業収入の対前年同期比減少割合 (令和2年2月から10月までの連続する 任意3か月間)	軽減率
30%以上50%未満減少	1/2
50%以上減少	全額

■提出方法(いずれか1つ)

直接窓口持参、郵送、電子申告(eLTAX)

■提出期限

令和3年2月1日(月)まで



申請・問合せ＝総務税務課 税務係 ☎76-5131